

PCT NEWSLETTER

<http://www.wipo.int/pct/ja>

2020年1月号 | No. 01/2020

この日本語抄訳では、[PCT NEWSLETTER](#) (英語版) の主要項目の翻訳を提供しています。“PCT 最新情報 (PCT Information Update)” の詳細、“PCT セミナーカレンダー (PCT Seminar Calendar)”、“PCT 手数料表 (PCT Fee Tables)” および “PCT 締約国一覧 (PCT Contracting States)” は英語版をご参照ください。また、記載される内容は英語版が優先します。

協働調査および審査 (CS&E) 試行プロジェクトのお知らせ

PCT Newsletter 2018 年 7-8 月号では、協働調査および審査 (CS&E) 試行プロジェクトの詳細をお知らせしました。本試行プロジェクトでは、五大特許庁¹は出願人による特定の参加申請に基づいて、全ての IP5 の官庁がその国際出願に関して国際調査機関 (ISA) の国際調査報告と見解書に貢献します。各参加庁は初年度 (2018 年 7 月から 2019 年 6 月まで) は、主 ISA としておよそ 50 件の国際出願を処理する予定を立てました。2 年目 (2019 年 7 月から 2020 年 6 月まで) も同様の件数を予定しています。

参加庁に関するお知らせ

韓国知的所有権庁 (KIPO) および米国特許商標庁 (USPTO)

KIPO および USPTO が 2019 年 7 月 1 日から、CS&E 試行プロジェクトへの新規国際出願を受理開始した旨は、PCT Newsletter 2019 年 7-8 月号にてお知らせしました。これらの官庁は、すでに運用 2 年目の主 ISA として当官庁が受理する国際出願の制限件数に到達したことにご留意ください。したがって当官庁は、本試行プロジェクトへの参加申請は受け付けていません。

USPTO の参加に関する情報は、以下の USPTO ウェブサイトに掲載されました。

<https://content.govdelivery.com/accounts/USPTO/bulletins/27230c8>

関心のある出願人は、本試行プロジェクトの枠組みにおいて主国際調査の実施をまだ受け付けている他の国際調査機関 (ISA) を通して、本試行プロジェクトへの参加申請を行うことが可能です。ただし、該当する出願の主調査を実施する ISA が管轄であることが条件となります。

本 CS&E 試行プロジェクトに関する一般的な情報は、次のリンクからご覧ください。

www.wipo.int/pct/en/filing/cse.html

¹ 中華人民共和国国家知識産権局、欧州特許庁、日本国特許庁、韓国知的所有権庁および米国特許商標庁。

PCT 特許審査ハイウェイ (PCT-PPH) 試行プログラム

新しい一方向 PCT-PPH 試行プログラム (ペルーおよび欧州特許庁)

2020 年 1 月 2 日から、公正競争・知的財産保護庁 (ペルー) (INDECOPI) と欧州特許庁 (EPO) 間で、新しい一方向 PCT-PPH 試行プログラムが開始されました。本試行プログラムでは、ISA/IPEA としての資格において EPO が作成する、国際調査機関 (ISA) または国際予備審査機関 (IPEA) からの肯定的な見解書もしくは肯定的な特許性に関する国際予備報告 (IPRP) (第 II 章) を得た PCT 出願に基づき、INDECOPI に対し国内段階における早期審査の利用が可能になります。このプログラムは国内の成果物に基づく早期審査にもご利用可能です。

上述の PCT-PPH 合意に関する詳細は、以下のリンクをご参照ください。

www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/2019/12/a107.html

PCT ウェブサイトの PCT-PPH ページ (www.wipo.int/pct/en/filing/pct_pph.html) が、この新たな試行プログラムに関する情報を追加して更新されました。

WIPO 優先権書類デジタルアクセスサービス

WIPO 優先権書類デジタルアクセスサービス (DAS) を利用することで、PCT の出願人は認証謄本を提出したり提供するように手配したりする代わりに、優先権書類として利用する先の出願の謄本を DAS から取得するように国際事務局 (IB) に対して請求することができます。DAS のサービスを活用するには、先の出願が提出された国内/広域官庁が DAS 提供庁である必要がありますが、国際出願が提出される受理官庁は DAS 提供庁である必要はありません。

国際事務局

2020 年 1 月 15 日から、DAS 提供庁としての役割における IB は、ハーグ協定に基づく意匠に関する国際出願の認証謄本を DAS の優先権書類として登録するための、出願人からの請求を受け付けます。

詳細は、以下のリンクをご参照ください。

www.wipo.int/das/en/participating_offices/details.jsp?id=10589

日本国特許庁

日本国特許庁 (JPO) は、2020 年 1 月 1 日から、DAS 電子図書館の範囲を JPO の意匠まで拡張しました。

詳細は、以下のリンクをご参照ください。

www.wipo.int/das/en/participating_offices/details.jsp?id=10496

DAS 参加庁の一覧は、以下のリンクをご覧ください。

www.wipo.int/das/en/participating_offices.html

PCT 最新情報

BY: ベラルーシ (電話およびファックス番号、電子メールおよびインターネットアドレス)

CR: コスタリカ (手数料)

EP: 欧州特許庁 (手数料)

TN: チュニジア (手数料)

調査手数料および国際調査に関するその他の手数料 (イスラエル特許庁)

予備審査手数料および国際予備審査に関するその他の手数料 (イスラエル特許庁)

PCT 関連資料の最新/更新情報

PCT 作業部会の報告書

2019 年 6 月 11 日から 14 日まで開催された第 12 回 PCT 作業部会の報告書 (文書 PCT/WG/12/25) が通信により採択され、同会合の他の文書と共に、下記のリンクから現在閲覧可能です。

www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=50410

特定の PCT 様式の修正

国際事務局 (IB) が使用する多くの PCT 様式と共に、以下の様式も 2020 年 1 月 1 日付で修正されました。

- PCT/RO/130 および 156
- PCT/ROIB/198 および 199
- PCT/ISA/215 および 220
- PCT/SISA/512

修正は、IB におけるファックスサービスの縮小の決定を受けて、IB のファックス番号が削除されたものです。修正された様式は、以下のリンクからご利用ください。

www.wipo.int/pct/en/forms/index.html

この決定に関する背景情報は、PCT Newsletter 2019 年 11 月号をご参照ください。IB は、PCT 出願人 (および PCT 官庁ならびに機関) は IB との通信に ePCT (<https://pct.wipo.int>) を利用すること、または ePCT が利用できないまれな状況においては、緊急用アップロードサービス (<https://pct.wipo.int/ePCTExternal/pages/UploadDocument.xhtml>) を利用することを強くお勧めしていることは、以前お知らせしました。ファックス送信が不可欠であると見なされる緊急時や例外的な場合には、PCT ウェブサイト (www.wipo.int/pct/ja/index.html ページ下の“お問い合わせ先”をご参照ください) にある番号で IB にファックスを送信可能です。

PCT インフォメーションサービス: 韓国語およびアラビア語によるお知らせ

お問い合わせの詳細や受付時間を含む PCT インフォメーションサービスについてのお知らせが、中国語、英語、仏語、独語、日本語、ポルトガル語、ロシア語およびスペイン語に加えて、アラビア語および韓国語でも閲覧可能になりました。以下のリンクからご利用ください。

www.wipo.int/pct/ar/infoline.html

www.wipo.int/pct/ko/infoline.html

韓国語による PCT に関する FAQ: PCT 条約第 19 条および第 34 条に基づく補正の提出に関する手引

PCT 条約第 19 条および第 34 条に基づく補正の提出方法に関するよくある質問が、英語および仏語に加えて、以下のリンクから、韓国語でもご利用可能になりました。

www.wipo.int/pct/ko/faqs/amendments_19_and_34.html

実務アドバイス

代理人が選任されず、出願人が一人以上いる場合における署名、また共通の代表者の選任

Q: 当方は他の出願人と共に国際出願を提出する予定です。経済的な理由で、現在のところ代理人のサービスを利用することは考えておらず、出願の提出に必要なすべての手続は自分たちで行うことを希望しています。これは可能でしょうか？もし可能であるならば、出願に関するすべての書類に私たち両者が署名する必要があるのでしょうか？または私たちの一人が他の出願人の代わりに署名することは可能なのでしょうか？

A: 多くの場合、受理官庁は代理人の選任を要求しませんが、出願人が国際出願が提出される国の居住者ではない場合にのみ、代理人の選任を求めます。しかしながら、官庁のいくつかはすべての場合において代理人の選任を要求することがあるため、この点は出願前にご確認ください。当情報が国際事務局に提供されている場合には、代理人の選任に関する各受理官庁の要件は、PCT 出願人の手引 (<https://www.wipo.int/pct/ja/guide/index.html>) の付属書 C (関連する各官庁) の末尾あたりに記載されています。ePCT を利用して出願を作成する場合で、選択した受理官庁は代理人の選任を要求しているが、代理人がまだ追加されていないときには、ePCT 出願ソフトウェアから確認のメッセージが送信されます。

今月の実務アドバイスでは、あなたが国際出願を提出予定である管轄受理官庁では、代理人の選任は不要であるものと仮定します。代理人の選任なく、受理官庁に対して出願することが許容されているとしても、特許出願、特に PCT 出願の提出、また特許の請求の範囲の準備に経験のある弁理士の知見や専門知識から利益を受けることは、非常に賢明であるでしょう。権利喪失の可能性を回避するためにも、代理人から支援を求めることを強くお勧めします。ePCT のような電子出願システムを利用して国際出願を提出したり管理する場合の救済措置は多くありますが、PCT の手続は経験のないユーザにとってはかなり複雑になり得ます。国際出願日の付与後は、新しい事項の追加のような、出願への特定の修正はできない点を念頭に置いておくべきです。これは出願時に、出願があなたの発明を適切に開示するために必要な情報をすべて含んでいるよう、確実にすることが必要なことを意味します。また弁理士は発明の特異性を考慮して、あなたに戦略的なアドバイスも提供することができるでしょう。

さらに、関心のある国における国内段階移行に関して、多くの指定（または選択）官庁は、いずれの場合でも、関連する国において業として手続をとる代理人の選任を要求している点にご留意ください。また、いずれにせよ、国内段階の手続は適用する国内法令の十分な知識が必要となります。代理人の選任に関する国内段階要件の詳細は、PCT 出願人の手引の国内編（概要）から、保護を求める各国に関する情報をご参照ください。

国際段階において代理人の選任なく出願を進める決定をした場合には、（共通の代表者として行動する者は PCT 締約国の国民であり、および/または居住者であることを条件として）あなたもしくは共同出願人が共通の代表者として行動することができ、国際段階の期間中は他の出願人の代わりにすべての必要な手続を行うことができます。共通の代表者は、望ましくは願書様式の第 IV 欄に記載されるか、または ePCT 出願を利用して電子的に出願する場合には、“Agent/Common representative/Address for correspondence（代理人/共通の代表者/通知のためのあて名）”を追加するボタンをクリックしてから、関連する情報を入力してください。願書様式に代理人または共通の代表者の記載がない場合には、二者のうちの一者が共通の代表者とみなされることにご留意ください。PCT 規則 90.2(b) に従い、共通の代表者と“みなされる”のは、PCT 規則 19.1 に基づき、選択された受理官庁に国際出願をする資格を有する出願人のうち願書に最初に氏名が記載された出願人となります。

あなたが共通の代表者として行動する場合には、他の出願人は以下を行うことで、あなたを共通の代表者として選任することができます。

- 共通の代表者としてあなたの氏名が明確に記載されている願書に署名すること（またはあなたが受理官庁に国際出願をする資格を有していることを前提として、あなたが願書様式に最初に氏名が記載された出願人であること）、または
- あなたを共通の代表者として選任する、個別のもしくは包括委任状（これらの様式は www.wipo.int/pct/en/forms/pa/index.htm からご利用可能）に署名し受理官庁に提出すること

正式に選任された共通の代表者は、“みなされた”共通の代表者とは対照的に、共同出願人の代わりに国際出願に関する全ての行為を実行することができます。その行為には、PCT 規則 92 の 2 に基づく変更の要請の提出、PCT 第 19 条に基づく請求の範囲の補正書、国際予備審査請求の提出、ならびに国際出願、指定、優先権主張、国際予備審査請求または選択の取下げを含みます。

あなたが願書に署名し他の出願人は署名していない場合に、あなたを共通の代表者として選任する委任状が他の出願人により提出されていなくても、（願書にあなたが共通の代表者として記載されているか、または共通の代表者として“みなされている”いずれの場合も、）願書様式の署名の欠如は、欠陥とはみなされません。これは、PCT 規則 26.2 の 2 が、国際出願が少なくとも一人の出願人により署名されているときは十分であると規定しているためです。共通の代表者としてみなされるあなたが国際出願に関して行う多くの手続は、出願人両者による行為として効力を有します。しかしながら、共同出願人の署名がなければ、あなたは、国際出願、指定、優先権主張、国際予備審査請求または選択の取下げを行う権限はありません（PCT 規則 90 の 2.5）。これは通告が、他の出願人を代理する正式に選任された代理人が署名するか、もしくは正式に選任された共通の代表者またはその代理人により署名されていない限り、取下げの通告にはすべての出願人の署名を必要とするためです。

国際出願の提出前には、国際出願の提出、保護を希望するいくつかの国への国内段階移行、また特許権が付与された場合の特許の管理、これらすべてに係る費用を十分に心得ておくべきです。これらの費用は、PCT 出願人の手引の個々の附属書に掲載されています。

共通の代表者の詳細は、PCT 出願人の手引 – 国際段階の 11.005 から 11.007 項および 11.10 から 11.14 項をご参照ください。